

第7回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年1月26日(金)午後3時30分から午後4時36分まで

2 開催場所 ふれあいセンター福寿

3 出席委員(21名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	6番	齊藤	一男
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	口田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範

4 欠席委員(3名)

	5番	井田	留吉
	7番	前川	厚司
	22番	松本	誠

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
第2号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 農地の賃貸料情報について
- 第7号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 廣瀬 紀幸 |
| | 忠類支局長 | 川瀬 康彦 |
| | 農地振興係長 | 広田 瑞恵 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 伊藤 憲彦 |
| | 農地振興係主任 | 南 敦朗 |
| | 農地振興係主事補 | 折笠 亜衣 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第7回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、13番森委員、14番飛田委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、5番井田委員、7番前川委員、22番松本委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」、農地所有適格法人報告書について、1法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申しあげました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から6番について説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第</p>

<p>議長</p>	<p>18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページ、2ページに記載されております6件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第2号1番から6番について説明を申し上げます。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、報告第2号1番から6番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書3ページの今月24日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>報告第3号1番について説明を申し上げます。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号1番から6番について事務局から説明をいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号1番から6番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容はお手元に配付してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
<p>20番</p>	<p>20番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p>

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番から6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号7番、8番について事務局から説明を申し上げます。

事務局

【議案第1号7番、8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書4ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号7番、8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号9番、10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号9番、10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23 番 23 番説明いたします。これらの案件は、後継者への経営移譲に伴う借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 9 番、10 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 9 番、10 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号 11 番、12 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 11 番、12 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番 15 番説明いたします。これらの案件は、後継者への経営移譲に伴う借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 11 番、12 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 11 番、12 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号 13 番、14 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 13 番、14 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番 10番説明いたします。これらの案件は、今月22に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号13番、14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号13番、14番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第1号15番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。次に議案第1号15番について事務局から説明をいたします。

(4番 渡邊委員退席)

事務局 【議案第1号15番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書8ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件につきましては、本来地区担当委員は渡邊委員であります但議事参与に当たりますことから私から説明させていただきます。本案件は、平成29年10月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号15番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号15番は原案のとおり可決されました。
(4番 渡邊委員着席)

議長 次に議案第1号16番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号16番について議案書をもとに朗読】

この案件は、北海道農業公社が一時貸付けを行っておりますが後継者の経営移譲に伴い借受予定者の変更をするものであります。計画要請の内容は別添調査書8ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上での説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、北海道農業公社から借受けをしている農地の利用権を後継者へ移転するものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号16番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号16番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号17番、18番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号17番、18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書9ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21 番	<p>21 番説明いたします。17 番の案件は、今月 24 日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと考えております。</p> <p>18 番の案件は、昨年 12 月に買入協議を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社のため、こちらの所有権の移転についても問題ないと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 17 番、18 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第 1 号 17 番、18 番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第 1 号 19 番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号 19 番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は別添調査書 10 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
17 番	<p>17 番説明いたします。この案件は、昨年 12 月に買入協議を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社のため、今回の所有権移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 19 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第 1 号 19 番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番について事務局から説明をいたします。</p>

事務局

【議案第2号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、経営の法人化に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりでですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりでですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号3番について議案書をもとに朗読】**

この案件は別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号4番について議案書をもとに朗読】**

これらの案件は、別添調査書4ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号4番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号5番について議案書をもとに朗読】**

この案件は別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号6番について議案書をもとに朗読】**

この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番について議案書をもとに朗読】

本案件につきましては、町外に住所を有する農地所有適格法人の農地使用貸借案件であります。当該法人は、昨年12月に更別村農業委員会総会において農地所有適格法人として許可を受けており、申請書類及び添付書類に加え、法人としての営農証明書の提出もありましたことから問題ないものと考えます。内容につきましては、農地法第3条調査書7ページに記載されておりますように農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件につきましては、経営の法人化に伴う使用貸借ですので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号8番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上

で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16 番 16 番説明いたします。この案件は、本来地区担当農業委員は松本委員であります但総会に欠席されるということでしたので、現地調査に参加した私から説明させていただきます。この案件は毎月 19 日に高橋委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 8 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 8 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 9 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 9 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 9 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21 番 21 番説明いたします。この案件は、毎月 19 日に高橋委員、西田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 9 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 9 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号10番、11番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号10番、11番について議案書をもとに朗読】**

これらの案件は別添調査書10ページ、11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。11番の案件は、本来地区担当委員は松本委員ではありますが、総会に欠席されるとのことでしたので私から合わせて説明させていただきます。これらの案件は後継者への生前贈与及び生前一括贈与であるので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号10番、11番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号10番、11番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号12番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号12番について議案書をもとに朗読】**

この案件は別添調査書12ページに記載されておりますとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、今月19日に高橋委員、西田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号13番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書13ページに記載されておりますとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、今日19日に高橋委員、西田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号13番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号14番から18番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号14番から18番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は別添調査書14ページから18ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件は全て満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。これらの案件は、今日19日に高橋委員、西田委員、

事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号14番から18番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号14番から18番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、牛舎等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。この案件は、昨年9月に農振の用途変更案件として香西委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と

たします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、住宅建設を目的とする転用でございます。農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業従事者のための住宅建築に係るものであることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は、昨年12月に農振除外案件として橋本委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりですのでよろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は松本委員でありますが総会に欠席されるということでしたので現地調査に参加した私から説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に高橋委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第6号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。第6号について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第6号「農地の賃借料情報について」、農地の賃借料情報について次のとおり決定したいので審議を求めます。農地の賃借料情報につきましては農地法第52条の規定に農業委員会が農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため借賃等の情報提供を行うことと定められており、平均額の2倍を超える賃貸借については指導するものとなっております。今回ご審議いただく内容といたしましては、普通畑と牧草畑の賃借料でございます。下にあります賃借料の金額は平成29年1月から12月までに処理をした農地法第3条の規定による許可申請書と農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の公告をもとに収集したデータを作成しております。詳細でございますが、平均額のみを説明させていただきます。最初に普通畑です。幕別地区低台の平均額は9,800円で通年から変動はありません。幕別地区高台の平均額は7,800円で前年度7,200円から600円増となっております。忠類地区の平均額は4,500円で前年度額3,700円から800円増となっております。次に牧草畑でございます。幕別地区低台は案件が無く、過去最後に有効な案件がありました平成23年度までを賃借料情報として記載しております。幕別地区高台の平均額は4,500円で前年から変動はありません。忠類地区の平均額は3,600円で前年度額3,100円から500円の増となっております。また、賃借料情報の提供の方法といたしましては、農業委員会日より、町ホームページ等で周知を図って参ります。以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号について記載のとおり決定し、農業委員会日より、町ホームページ及び町広報誌により賃借料情報の提供を行うことに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。
議長	議案第7号「農地法第3条に規定する下限面積の設定について」を議題といたします。議案第7号について事務局から説明をいたします。
事務局	「農地法第3条に規定する下限面積の設定について」、次のとおり決定したいので審議を求めます。内容のご説明をさせていただきます。下限面積については、農地法第3条第2項第5号において権利を取得する者等の耕作をする農地

や採草放牧地の面積について北海道では2ヘクタール以上、都府県では50アール以上を有することが定められており、幕別町では現在2ヘクタールを下限面積と定めております。この下限面積については、定められた基準に従い下限面積よりも低い下限面積、いわゆる別段面積を農業委員会が定めることが出来るとされており、平成29年8月に開催いたしました三役会議において、「農業委員会総会における申し合わせ事項について」の中で、毎年1月総会で審議し決定する事となっておりますことから、今回提案をさせていただくものでございます。下限面積をこの2ヘクタール以下で設定する場合、農地法施行規則第17条に別段面積を定める際の二つの基準が定められております。農地法第3条第2項第5号に規定されている2ヘクタールとする理由でございます。(1)農地法施行規則第17条第1項第3号に基づき、経営面積が2ヘクタール未満の農家戸数が地域内の40%以上である場合、2ヘクタール未満の下限面積を設定する必要があります。2015年版の農林業センサスによる幕別町の状況は、総数569戸のうち2ヘクタール以上が523戸、2ヘクタール未満が46戸で2ヘクタール未満の農家戸数の割合は8%となっております。また、認定農業者の状況から見ましても、平成29年3月末の認定農業者508戸のうち、農地面積が2ヘクタール以上であるものが503戸、2ヘクタール未満は5戸となっております。認定農業者の中でも2ヘクタール未満の農家戸数は1%以下となっております。このことから、別段面積を定める基準には該当しておりません。(2)農地法施行規則第17条第2項に規定をしておりますが、一つ目の基準に該当をしなくても、新規就農を促進するために2ヘクタール以下の下限面積を設定することが出来るとされており、その際の要件といたしまして、遊休農地から深刻であること、下限面積に満たない農家が増えることで農地の集団化など、法的な利用の妨げにならないこと、この要件を満たせば新規参入を促進するのに適当な面積を設定することが出来るとなっておりますが、現在の町内の遊休農地の状況を考慮いたしますと、現状では該当をしないと考えております。また、小規模な農地で花卉や野菜等の栽培が行われることが多いハウス園芸などの集約的農業経営の場合は、農地法施行令第2条第3項第1号により、2ヘクタール以下でも、2ヘクタール以下の下限面積の適用除外となり、2ヘクタール未満でも農地の権利の設定をすることが出来ることとなっております。事務局といたしましては、幕別町の現状を検討した結果、下限面積は農地法第3条第2項第5号に定める2ヘクタールが適切な面積であると考えております。以上、議案の朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号について下限面積は農地法第3条第2項第5号の規定とされている「2ヘクタール」とすることで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。
これもちまして、第7回農業委員会総会を閉会いたします。

事務局

ご起立願います。ご苦労様でした。